

2-8 工業用地土地利用調整の仕組み

(1) 設置の目的

- ・市町村等または民間事業者が開発する工場用地について、都市計画法、農地法、農振法など土地利用規制に関する課題を早期に提示し、円滑な土地利用調整の実施により立地の見通しを早期に判断し、市町村による主体的かつ計画的な土地利用を支援しようとするものです。

(2) 構成員

- ・企業立地課、都市計画課、水田農業振興課（必要に応じ、その他関係課の参加を求める）
- ・総合調整窓口：企業立地課

(3) 土地利用調整の対象

- ・市町村等または民間事業者が開発する工場用地^{※1}で、土地利用調整^{※2}が必要なもの。

※1 工場用地：

- ・製造業、流通業に係る工場や倉庫等に供する土地

※2 土地利用調整：

- ・都市計画（用途地域、地区計画、区域区分）の決定または変更に係るもの。
- ・農用地区域の除外に係るもの

(4) 具体的な取組

- ・工場用地の開発（市町村等または民間事業者によるもの）を予定し、土地利用調整を行う市町村からの申し出に応じた指導・助言等

①工場用地開発の情報共有、土地利用調整に係る課題把握と方向性のとりまとめ

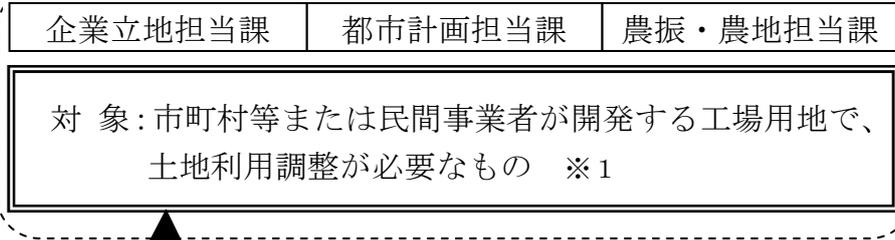
②市町村への課題伝達、調整協議、指導

(5) 会議の開催時期

- ・市町村からの申し出に応じ随時開催します。

土地利用調整フロー図

市町村

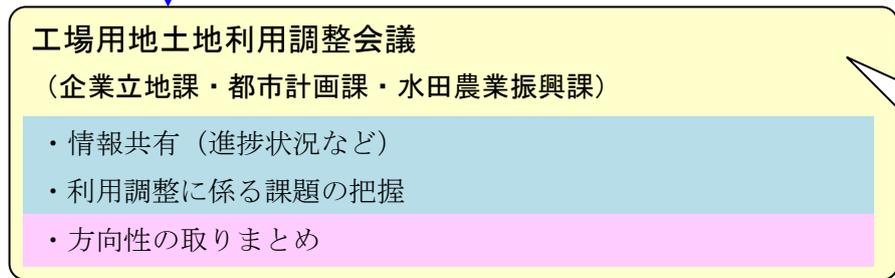
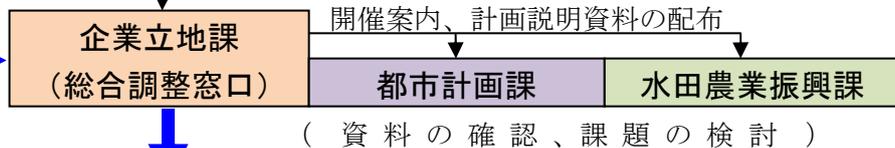


<対象とならない例>
 ○都市計画決定(変更)が不要かつ農振除外が不要な場合

※1
 工業や流通などへの土地利用を対象とする。

立地相談（計画説明資料の提出）

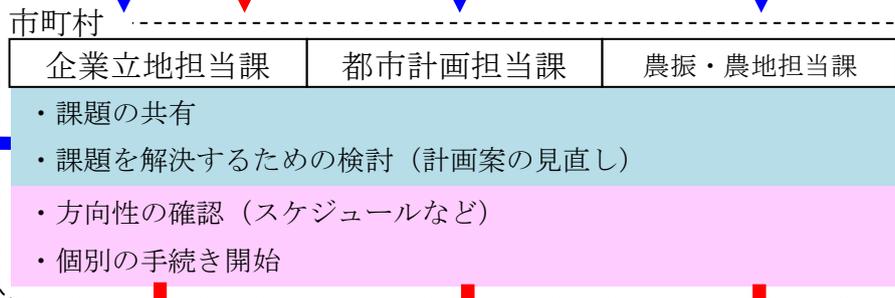
（立地相談は、市町村における企業立地の方針・考え方を踏まえた、対象案件に関する基礎自治体としての課題共有が前提。）



Point1
 直面する課題を共有することができる。

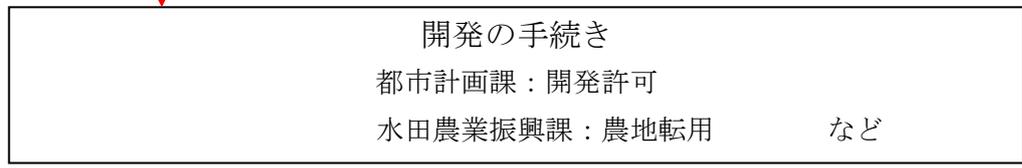


※2
 都市計画課、水田農業振興課も同席する。



Point2
 課題を一括で伝達することで、市町村が課題を短期に把握でき、立地の見通しを早期に判断できる。

各手続き開始



再開催の依頼